

日本赤十字社岡山県支部AED（自動体外式除細動器）貸出規程

（本事業の目的）

第1条 県内各地で開催される各種イベント等の主催者に、日本赤十字社岡山県支部（以下「支部」という。）所有の自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸出すことにより、心肺停止等の傷病者の救命活動に備える。また、市民から救急隊、医療機関へと「救命の連鎖」の支援を行う。

併せて、県民がAEDに身近に触れる機会を提供することにより、支部が行っている救急法等の普及促進を図り、岡山県内各地における日本赤十字社岡山県支部の活動の理解を求めることを目的とする。

（対象行事）

第2条 本事業で貸出対象とする行事は、県民が参加して開催されるスポーツ競技その他の各種行事、イベント等（以下「各種イベント等」という。）とする。

（対象団体）

第3条 本事業において貸出対象とする者は、県民が参加する各種イベント等の主催者である団体とする。

（貸出台数・貸出物品）

第4条 AEDの貸出台数は、1対象行事に対して1台とする。

2 貸出物品は下記の物とする。

- （1）自動体外式除細動器 1台
- （2）電極パッド（成人用2組、小児用1組）
- （3）レスキューセット一式

3 貸出は、イベント主催者が直接支部を訪れて行う。また、返却についても同様支部に直接持参することとする。

（貸出期間・貸出地域）

第5条 貸出期間は、各種イベント等の開催される期間およびその前後の期間とし、最長は5日以内とする。

2 貸出地域については、原則として岡山県内とする。

（経費負担）

第6条 AEDの貸出料は無償とする。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬、維持管理等に要する経費は貸出を受けた団体が負担するものとする。ただし、救命活動の実施に際し使用した電極パッドその他AEDに付属する消耗品に係る経費は、支部の負担とする。

(その他の貸出要件)

第7条 本事業におけるその他の貸出要件は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかの者がイベントの期間中、会場に配置されていること。

①赤十字救急法基礎講習修了者で現に有効な認定証をお持ちの方

②赤十字救急法等講習指導員

③医師もしくは救急救命士と同等以上の資格をお持ちの方

(2) 営利目的に使用しないこと。

(3) 各種イベント等開催時には、主催者によって、会場にAEDが備えられていることをPRされることが望ましい。

(申請手続)

第8条 貸出を希望する者は、貸出希望日の2ヶ月前までに、「AED貸出申込書」(別紙様式1)を支部長に申請するものとする。

(貸出の決定等)

第9条 支部長は、前条の規定により申込があったときは、速やかにその内容を審査し、「AEDの貸出にかかる承認について」(別紙様式2)または「AED貸出不承認通知書」(別紙様式3)により、当該申込をした者に通知するものとする。

2 貸出の決定を受けた団体は、支部に「AEDの貸出にかかる承認について」を持参し、AEDの貸出を受けるものとする。

(貸出中の管理等)

第10条 貸出を受けた団体は、AEDを常に良好な状態で保管し、前第7条(1)①～③に規定した者が使用しなければならない。

2 貸出を受けた団体は、AEDを目的以外に使用してはならない。

3 貸出を受けた団体は、AEDを勝手に処分、転貸または譲渡してはならない。

(AEDの返却)

第11条 貸出を受けた団体は、貸出期間終了後、速やかにAEDを支部へ持参し、点検・確認を受けるものとし、使用状況について「AED使用実績報告書」(別紙様式4)により支部長に報告しなければならない。

なお、返却時には、必要に応じてその状況を聴取することがある。

(損害賠償)

第12条 貸出を受けた団体の責めに帰すべき理由により、亡失、故障、破損、紛失させた場合には、「AED亡失等報告書」(別紙様式5)により、支部長に報告するとともに、当該団体の負担においてこれを補償し、または修理するものとする。

(返還)

第13条 支部長は、特に必要と認めたときは、貸出中であってもAEDを返還させることができるものとする。

(別途協議)

第14条 本規程に定めのない事項等については、支部と貸出を受けた団体と両方で誠意を持って協議し、円満解決を図るものとする。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年7月9日から施行する。